

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：長崎県

農業委員会名：南島原市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	3,126
自給的農家数	1,138
販売農家数	1,988
主業農家数	1,198
準主業農家数	251
副業的農家数	539

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	5,384
女性	2,411
40代以下	1,574

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	1,031
基本構想水準到達者	164
認定新規就農者	18
農業参入法人	26
集落営農経営	1
特定農業団体	1
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,660	3,100	—	—	—	4,760
経営耕地面積	904	1,962	1,420	255	98	2,866
遊休農地面積	143	152	—	—	—	295
農地台帳面積	2,251	4,448	—	—	—	6,699

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 3 年 7 月 3 1 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	14
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	30	30	8

※現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,760ha	1,847ha	38.80%
課 題	・農業従事者の減少や高齢化により耕作放棄地が増加し、集積の妨げとなっている。 ・地理的条件の悪い中山間地の農地が多く、集積の妨げとなっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1,999 ha (うち新規集積面積 50 ha)
	目標設定の考え方:農地等の利用の最適化の推進に関する指針による
活動計画	・円滑な権利移動ができるよう、広報誌やホームページ等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度や市単独の補助制度、農地中間管理事業について随時周知する。 ・農業者を対象とした会議等をとらえ、推進・確保に随時努める。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	5経営体	8経営体	5経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	2.45ha	3.70ha	2.12ha
課 題	希望する条件に合う農地が少なく、マッチングが難しい。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	6経営体	参入目標面積	4.0ha
活動計画	農林課と連携し、就農相談等に関連する情報提供を年間を通して行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	5,055ha	295ha	5.8%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・相続等により不在地主が増加している。 ・少子高齢化等による労働力、後継者等が不足している。 ・耕作道の未整備等により耕作放棄地解消後の有効利用ができない。 		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 40 ha			
	目標設定の考え方:農地等の利用の最適化の推進に関する指針による			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		54人	7月～8月	9月～10月
	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・管内全域を調査区域とし道路等からの目視による巡回調査を一斉に実施 ・調査区域を8地区に区切り、担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員を定めて調査 		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月	1月～2月	
その他				

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,760ha	0.23ha
課 題	市道等から離れた農地については、地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちである。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

活 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やホームページ等で啓発を随時行う。 ・7月、8月に実施する地区ごとの農地利用状況調査時及び随時行う農地パトロール時に違反転用がないか確認する。 ・違反転用情報の農業委員会への提供を随時呼びかける。 ・違反転用者に対し、違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを随時実施する。
---------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入